



平成 29 年 12 月 15 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 サ ン リ オ
代 表 者 の 代 表 取 締 役 辻 信 太 郎
役 職 氏 名 社 長
(コード番号 8136 東証第 1 部)
問 合 せ 先 専 務 取 締 役 江 森 進
電 話 番 号 03 (3779) 8058

タックスヘイブン対策税制に基づく更正通知の受領と当社の対応について

株式会社サンリオは、本日、東京国税局より、当社に対する平成 25 年 3 月期から平成 28 年 3 月期の 4 年間についての更正通知を受領いたしました。また、当社連結納税対象会社に対しても、近日中に、同期間についての更正処分が予定されております。

更正所得金額は、当社および当社連結納税対象会社を含めて、約 28 億円で、追徴税額は地方税等を含めて約 11 億円と試算しております。

(1) 更正の主たる内容

当社が受領した更正通知によれば、当局は、当社の香港子会社がタックスヘイブン対策税制の適用除外要件を満たしておらず、合算課税されるべきとの判断により課税処分を行いました。

しかしながら、当社の香港子会社は、現地の消費者の嗜好を反映する当社キャラクターのローカライズ（現地化）業務やキャラクタービジネスを展開するという積極的な経済合理性を有し、個々の現地ライセンスのニーズを反映させるためのカスタマイズ、企画提案及びサポートを行う独立した事業実態を備えております。そのため、当社は、タックスヘイブン対策税制上の観点から適用除外要件を充足すると判断し、適正に申告してまいりました。それにもかかわらず、事業実態が十分に考慮されず更正処分を受けるに至ったことは誠に遺憾であります。当社は、更正処分に係る税額を一旦納付した上で、当局に対して、引き続き当社主張の正当性を訴えていく予定です。

(2) 業績に与える影響

当社および当社連結納税対象会社の追徴税額約 11 億円は、平成 30 年 3 月期第 3 四半期決算におきまして、法人税等として計上いたします。

なお、当期連結業績予想につきましては、平成 29 年 11 月 9 日に開示いたしました「連結子会社における固定資産の譲渡に関するお知らせ」に記載いたしました売却価額の決定の件や、直近および今後の業績動向の推移等を踏まえ総合的に検討し影響額が確定次第公表の予定です。

以 上